

セーフティ通信

事業用自動車の事故防止の徹底

警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した、事業用自動車が第一当事者となった死亡事故件数が5年ぶりに増加し、事業用トラックは、昨年比12件増の270件となりました。

「事業用自動車総合安全プラン2020」に掲げた事故削減目標(平成32年までに、死者数235人以下、人身事故件数23、100件以下)の達成が厳しくなっております。(H30.2.16付、国自安第215号・H30.2.19付、全ト協発第571号「事業用自動車の事故防止の徹底について」)

各会員事業者の皆様にあいましては、下記事項を改めて徹底していただき、運行管理・運転者教育の確実な実施、会社内の安全意識向上等安全運行に万全を期してください。

【 記 】

1 点呼の実施

点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという、安全確保の原点である運行管理業務を再確認し徹底すること。

2 確実な法令遵守

運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守を徹底させることは勿論のこと、運転者教育については、ドライブレコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。

3 高齢者事故の増加を再認識

運転者に対し高齢者の事故が増加し社会的問題となっていることを理解させ、運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者及び高齢乗客に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

交通事故防止の指導教育の再徹底について

平成30年に入り、既に北海道内で事業用貨物自動車が第一当事者となる交通死亡事故は2件3人となっており、昨年対比2人の増加となる緊急事態であります。

今後、冬期の天候急変に加え、3月～4月の雪解け時期とも重なり重大交通事故の発生が懸念されます。つきましては、運行管理者等の皆様にあいましては、事故防止教育の際、法令遵守は勿論であります。下記の事項について必ず指導願います。

【事故防止指導教育ポイント】

- 1 一時停止は2度停止、2度視る「確認運転」の徹底。
- 2 適正な運転を阻害する「あ・い・う・え・お」の撲滅！
～あせり・いかり・うっかり・エゴ・おごり～
- 3 車間距離は、3～4秒間確保する。
- 4 早朝・深夜の特に慣れた路線では油断しない。～前方をきちんと見て、運転に集中。
意外なところに歩行者、自転車が活動しております。
- 5 居眠り運転の防止
プロドライバーも人間であり、必ず眠気がくるので、無理しないで少しの休憩をとる。